

滋賀県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			2.9E-1	2.0E+1	19.8
64	エトフェンプロックス	1.7E+1	1.0E+1	4.2E+0	1.5E+1	45.9
117	テブコナゾール				1.5E+0	1.5
139	トラロメトリン			4.1E+0	1.2E+0	5.3
140	フェンプロパトリン			1.9E+0		1.9
153	テトラメトリン	1.8E+2	5.5E+0	1.6E+2	5.9E-2	342.6
181	ジクロロベンゼン	3.8E+2	1.5E+2			527.9
225	トリクロルホン		5.2E+0			5.2
248	ダイアジノン		5.5E-1			0.5
251	フェニトロチオン		1.4E+2	2.4E+0		138.9
252	フェンチオン	3.9E+0	5.0E+1	3.9E+0		57.9
256	デカン酸				2.2E+0	2.2
350	ペルメトリン	2.2E+1	2.8E+1	1.3E+1	3.2E+1	95.0
405	ほう素化合物		5.6E-2	3.7E+1	7.0E-1	37.7
427	カルバリル			1.4E+2		139.8
428	フェノブカルブ			9.0E+1	8.6E+1	176.4
457	ジクロールボス	8.1E+1	4.9E+2			573.3
合 計		6.8E+2	8.8E+2	4.6E+2	1.6E+2	2171.9

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等